



資料

1. 用語解説
2. プラン策定経過
3. アンケート結果
4. 関連法令
5. 組織の要綱、名簿

1. 用語解説

参加と参画	参画…物事を企画立案、意思決定の段階から主体的に関わる こと 参加…行事、会合など既に決まっていることに加わること
性別役割分担意識	「男は仕事」「女は家庭」に代表されるような、性別によって 役割を分担するのが当然だとする固定的な考え方
パートナーシップ	対等な関係のもとでの協力 男女が対等な関係に立ち、連携をとりながら責任を持って行 動すること
ドメスティックバイオレンス (DV)	配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係（過去も含む）に ある男女間での暴力行為 身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたる
セクシャル・ハラスメント	性的嫌がらせ、相手の意に反した性的発言や行動 職場でのセクシャル・ハラスメントは、それを繰り返すこと によって、就業環境を著しく悪化させる
男女共同参画サポーター	岩手県が行なう男女共同参画サポーター養成講座の所定の講 座を受講した方 県内各地域での推進活動を期待して、県がサポーターとして 認定
家族経営協定	農業経営に関する将来ビジョンや役割分担、就業条件、収益 配分などについて、家族で合意した取り決めを文書で行うこと
インターンシップ	生徒が産業の現場などで、自分の学習内容や進路などに関連 した就業体験をすること
特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法において、国及び地方公共団体の 機関が策定・公表を義務付けられている行動計画 職員の仕事と子育ての両立支援を目的とする
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児を両立し、安心して働ける環境を築くことを目的 とし、子育てを支援したい人と支援を受けたい人からなる組織

2. プラン策定経過

H17. 9.20	新一関市 企画振興部企画調整課に男女共同参画推進係設置
H17.12.12~12.27	市民意識調査（一関市総合計画策定アンケート）実施
H18. 2.13	一関市男女共同参画推進本部設置 第1回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 3.10	一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置
H18. 3.20	第1回一関市男女共同参画プラン策定チーム会議開催
H18. 4.12	第1回一関市男女共同参画プラン策定懇話会・男女共同参画研修会開催
H18. 5. 8	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 6. 9	第2回一関市男女共同参画プラン策定チーム会議開催
H18. 7. 4	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.10	第2回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 7.11	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.19	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.25	第2回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18. 7.28	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 8. 4	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 8. 7	第3回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 8.22	第3回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.10.30	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18.11.1~11.17	パブリックコメント実施
H18.11.21	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18.11.27	第4回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18.12.22	第4回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.12.25	「いちのせき男女共同参画プラン」策定

3. アンケート結果

一関市総合計画策定アンケート 《男女共同参画関係抜粋》

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、市民の男女共同参画に関する意識と生活実態等を把握することにより、「いちのせき男女共同参画プラン」を策定するための基礎資料とするものです。

2 実施主体

一関市

3 調査内容（男女共同参画関係抜粋）

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方について
- ② 自分の身の回りでの男女の平等感について
- ③ 家庭生活における家事分担等について（現状・理想）
- ④ 少子化の要因について
- ⑤ 受けたい介護のあり方について
- ⑥ 職場の働く環境について
- ⑦ 職場環境の悩みについて
- ⑧ 男女共同参画社会を築いていくために重要なことについて

4 調査の方法

アンケート区分	市民アンケート	中・高校生アンケート	企業アンケート	通勤者アンケート
調査対象	18歳以上の市民	市内の中学3年生 ・高校2年生	市内および岩手県 南・宮城県北の企業	市外からの通勤者
標本数	4,500人 ◇男性2,200人 ◇女性2,300人	300人 ◇男性150人 ◇女性150人	50社	100人 ◇男性50人 ◇女性50人
抽出方法	住民基本台帳により無作為抽出	学校毎に標本数・男女内訳を定め、各学校に抽出依頼	事業所統計の産業分類別に50社を任意抽出	誘致企業毎に標本数を定め、各企業に抽出依頼
調査内容 (男女共同参画関係)	①から⑧まで全部	①のみ	⑧のみ	⑥・⑦

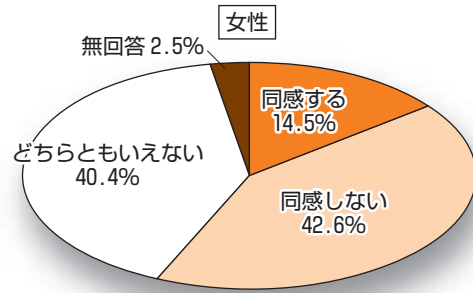
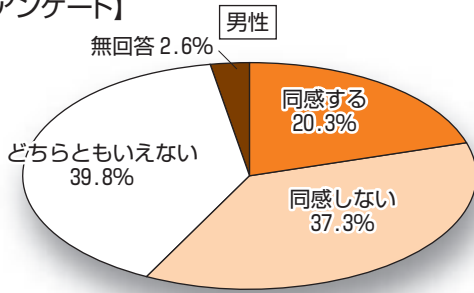
※ 調査・回収方法：郵送による配付・回収
調査期間：平成17年12月12日～12月27日

II 調査結果

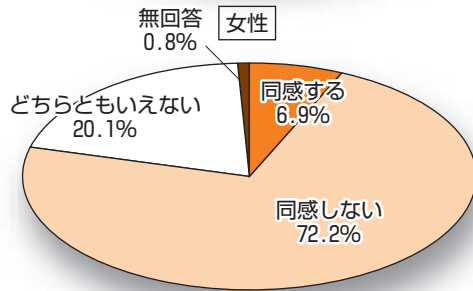
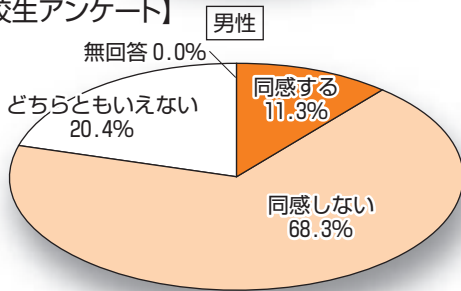
	市民アンケート	中・高校生アンケート	企業アンケート	通勤者アンケート
回収数	1,823人	288人	25社	75人
回収率	40.5%	96.0%	50.0%	75.0%
構成比	男性43.7% 女性55.0% 不明 1.3%	男性49.3% 女性50.0% 不明 0.7%		男性52.0% 女性48.0% 不明 0.0%

① 日本の社会において「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方がありますが、この考えについてあなたはどのように感じていますか。

【市民アンケート】



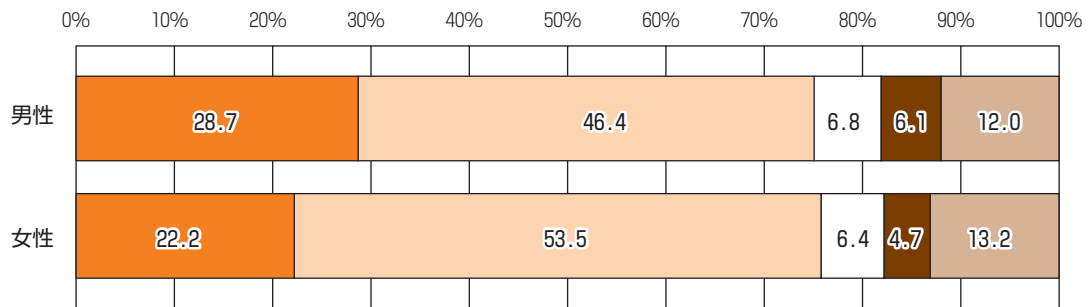
【中・高校生アンケート】



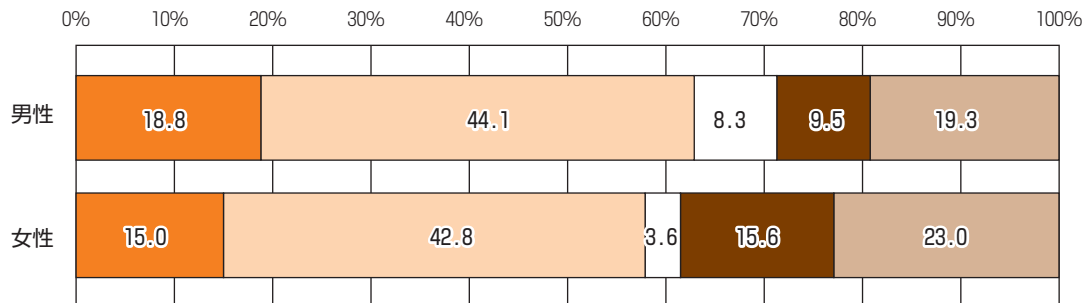
② 1)～9)の場面において、あなたの身の回りでは男女平等になっていると思いますか。



1) 家庭生活で

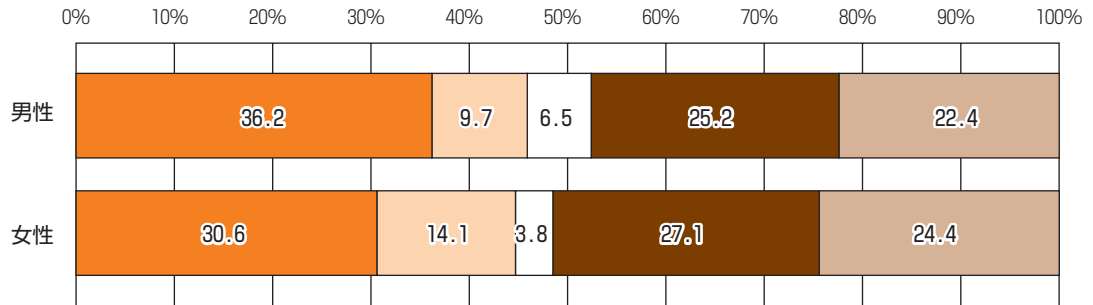


2) 職場で

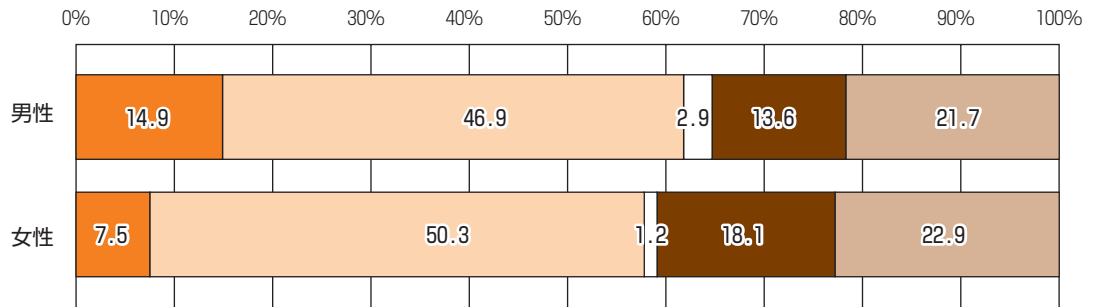




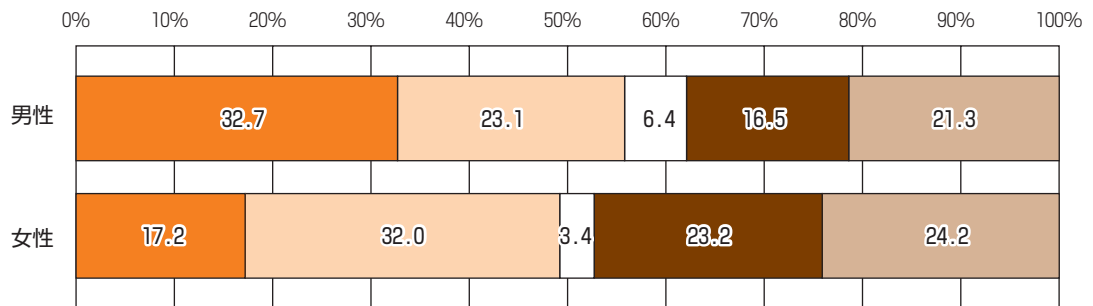
3) 学校教育の場で



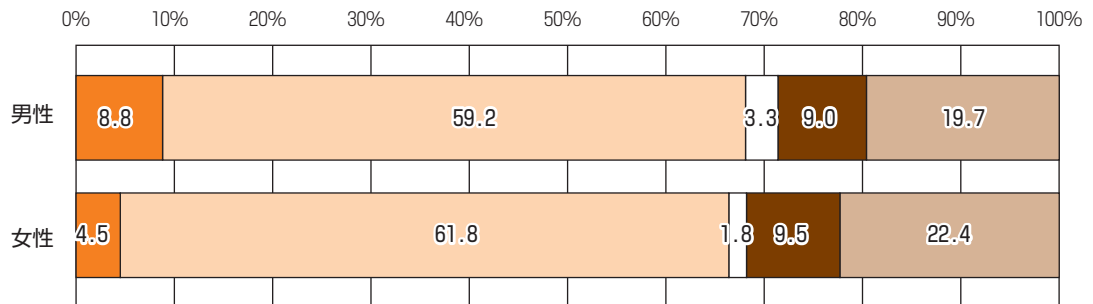
4) 政治の場で



5) 法律や制度上で

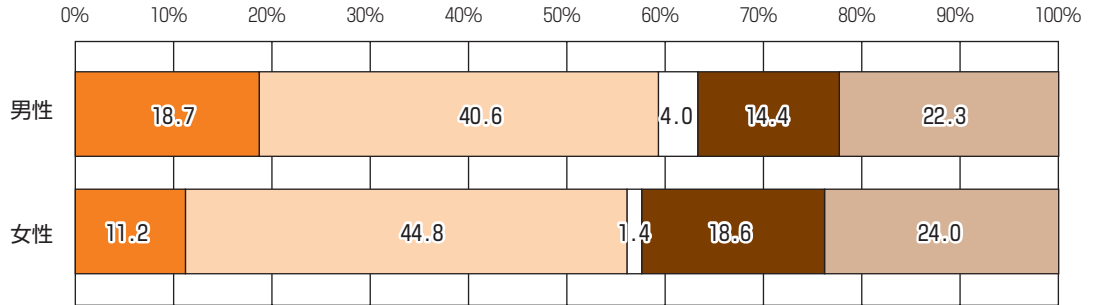


6) 社会通念、習慣しきたりで

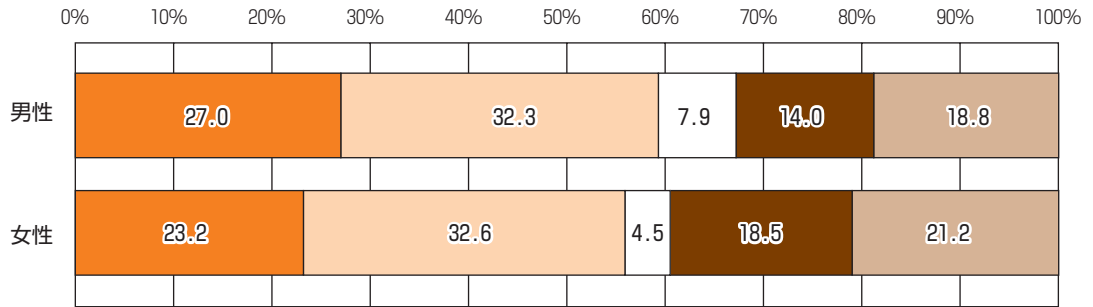




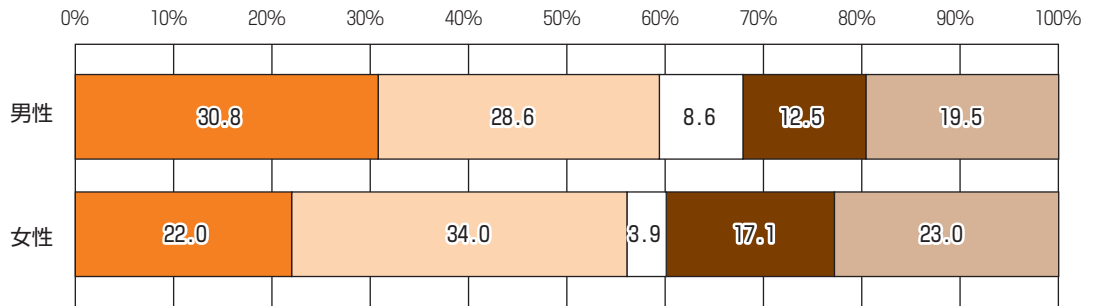
7) 就職の際に



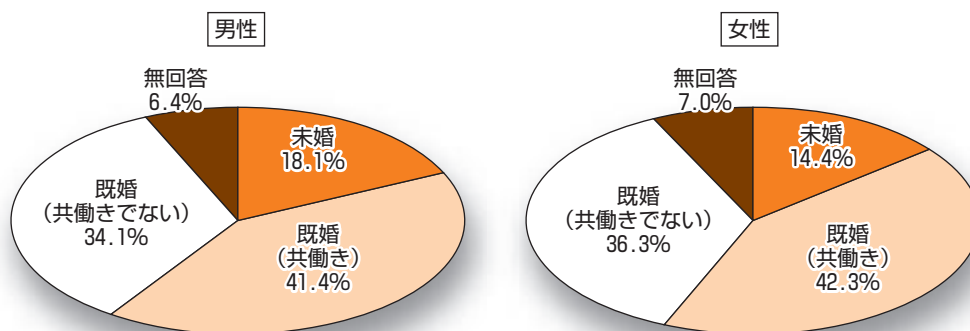
8) 地域活動で



9) 言葉や会話で



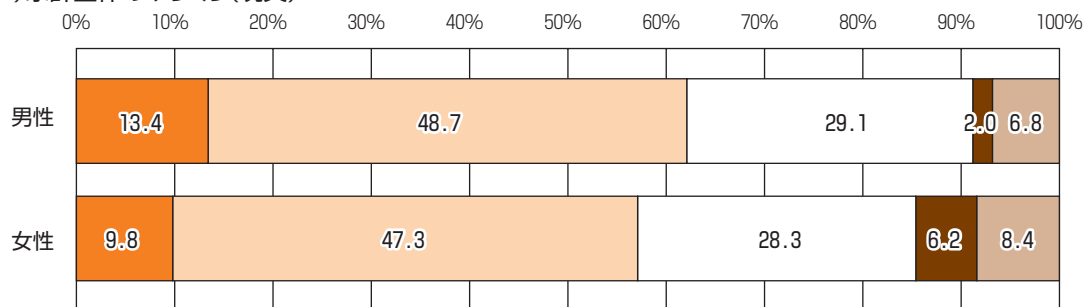
③ あなたは結婚されていますか。
共働きですか。



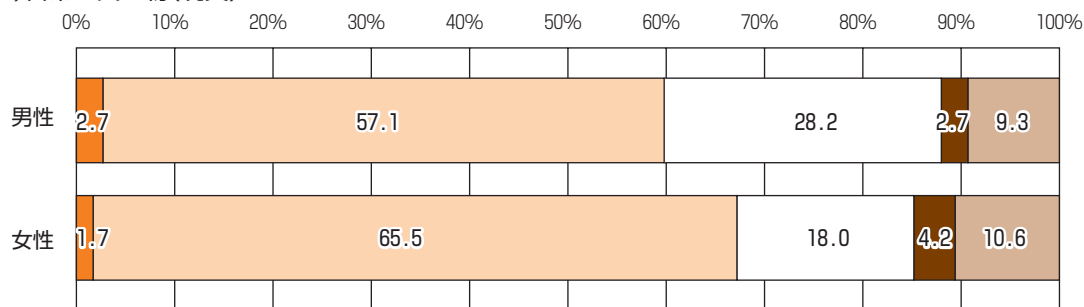
③ 1)~13)の家事などを主に誰が行っていますか。
【現実】→既婚者のみ回答



1)家計全体のやりくり(現実)

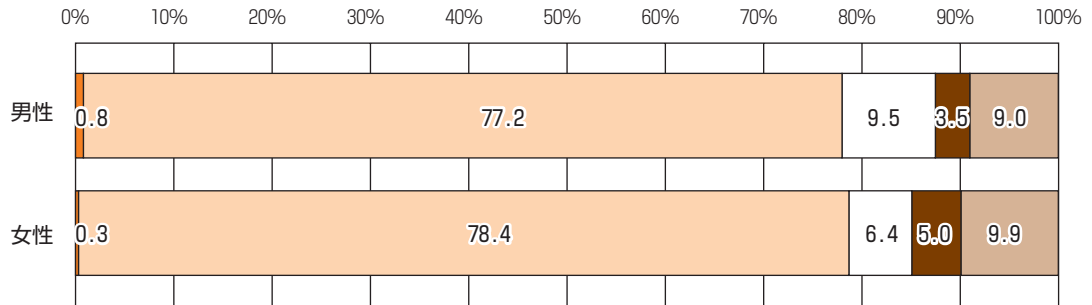


2)日常の買い物(現実)

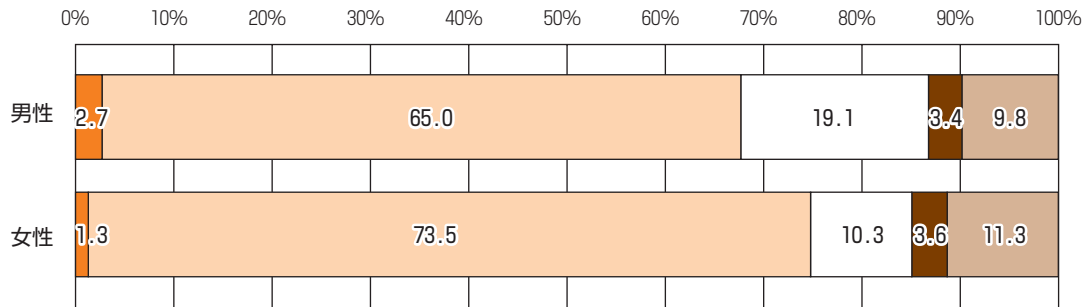




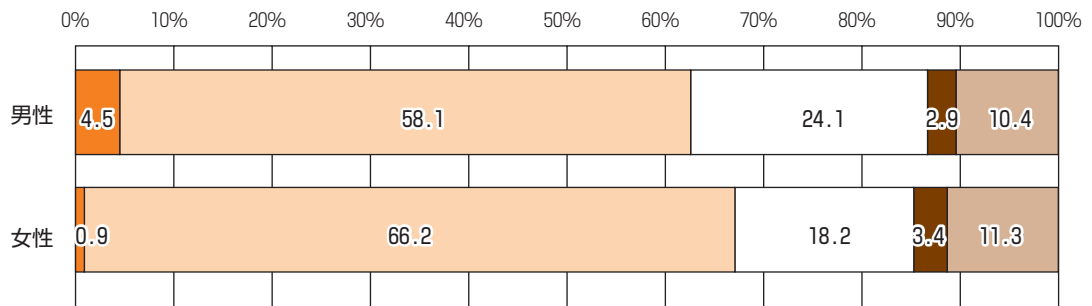
3) 食事の支度(現実)



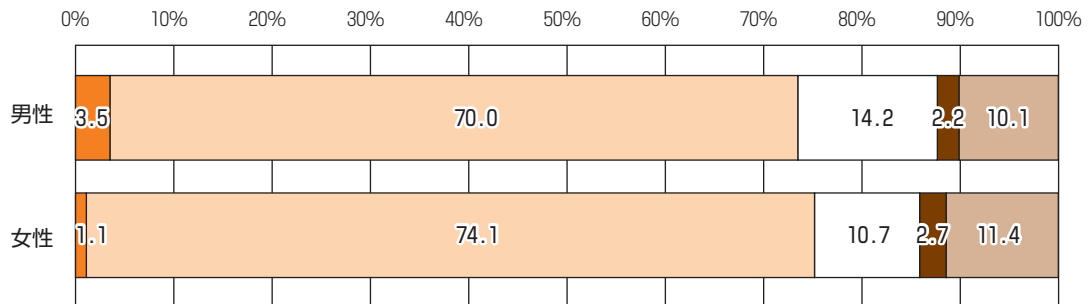
4) 食事の後片付け(現実)



5) 掃除(現実)

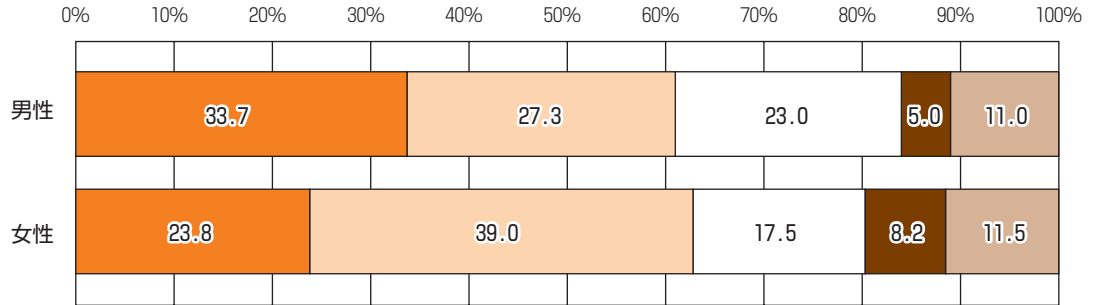


6) 洗濯(現実)

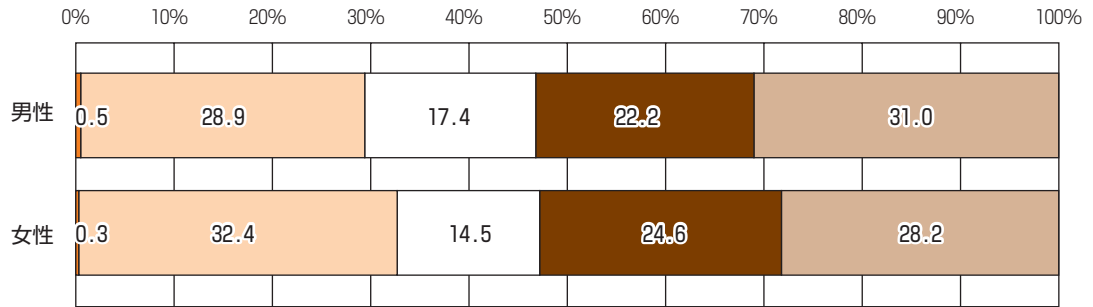




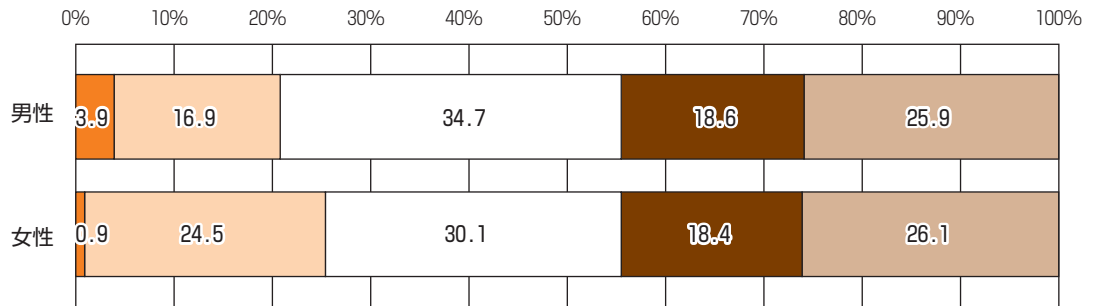
7)ごみ出し(現実)



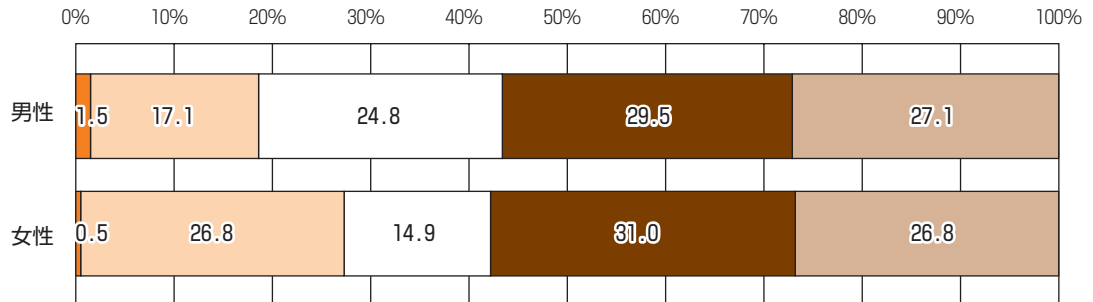
8)乳幼児の世話(現実)



9)子どもの教育(現実)

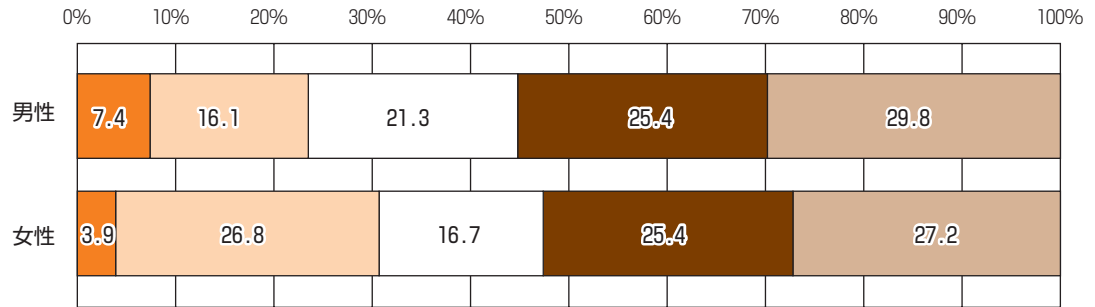


10)病人や老人等の介護(現実)

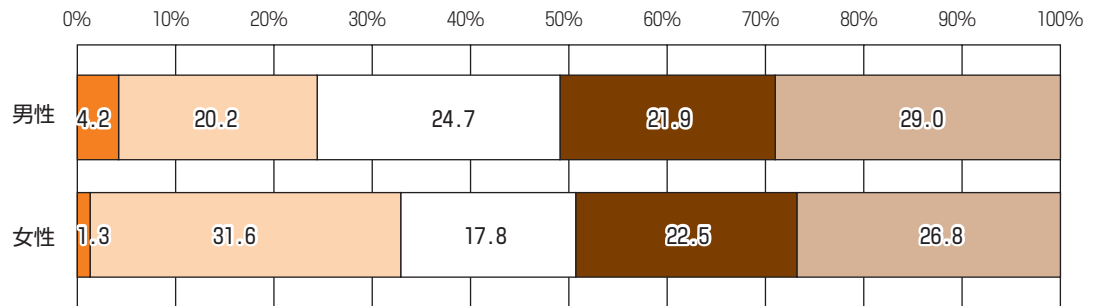




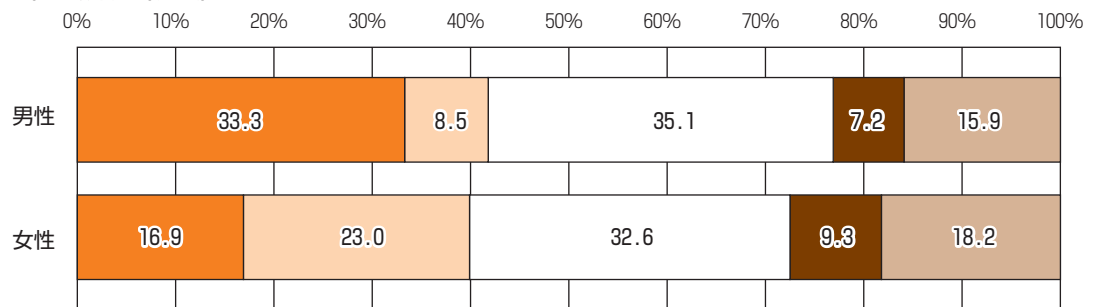
11) 学校や保育所等の送迎(現実)



12) 授業参観等学校行事(現実)



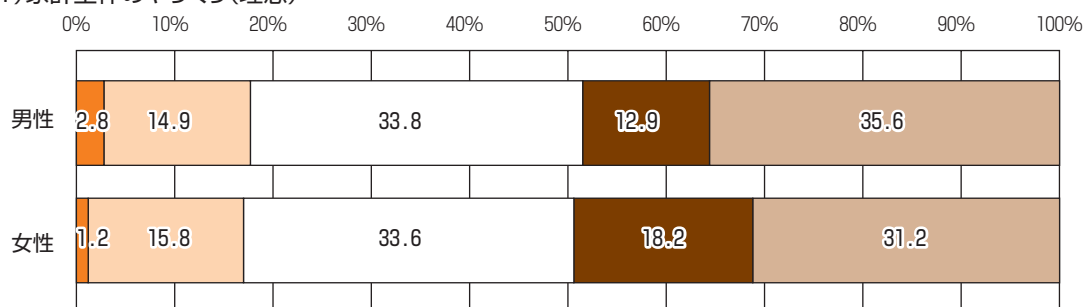
13) 地域活動(現実)



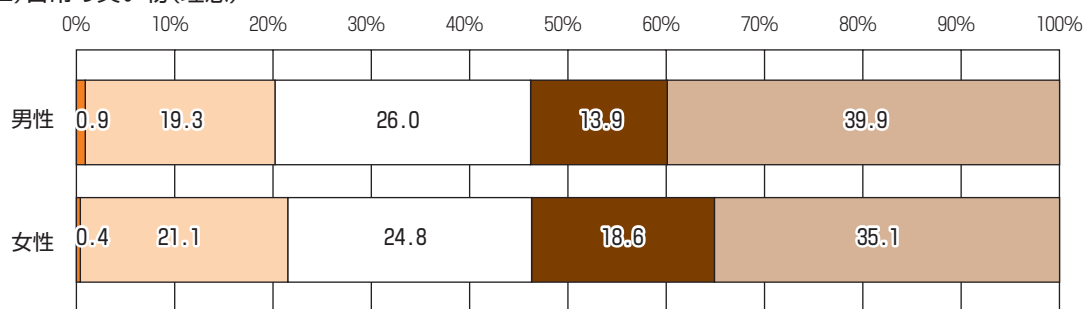
③ 1)~13)の家事などの分担はどのような形が望ましいとお考えですか。
【理想】→全員が回答



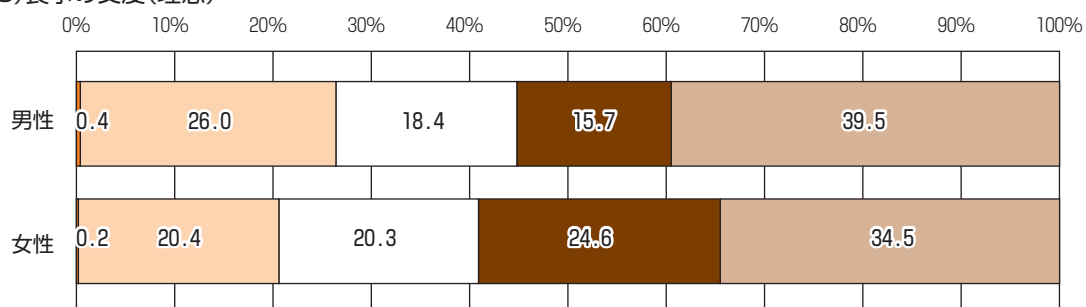
1)家計全体のやりくり(理想)



2)日常の買い物(理想)

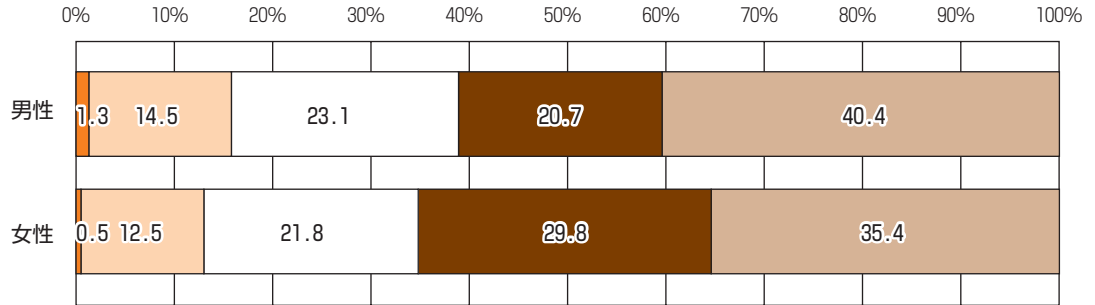


3)食事の支度(理想)

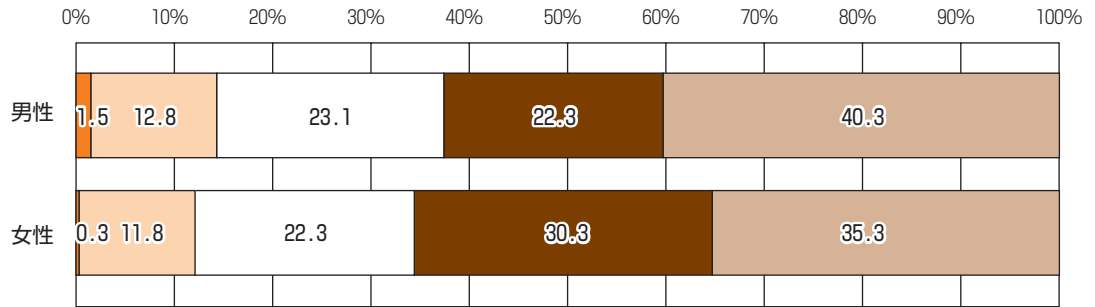




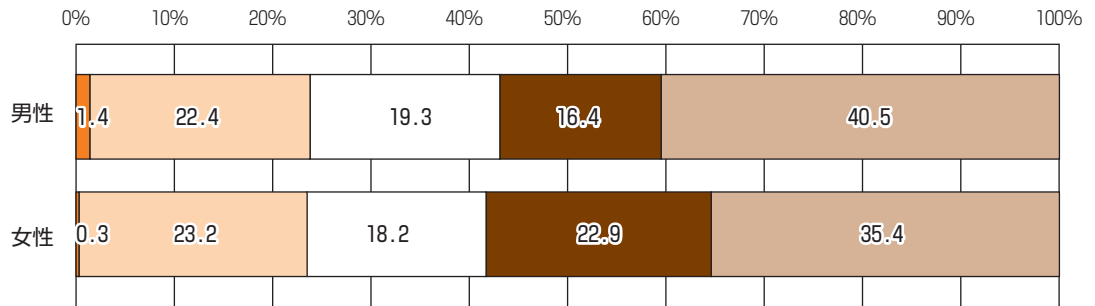
4) 食事の後片付け(理想)



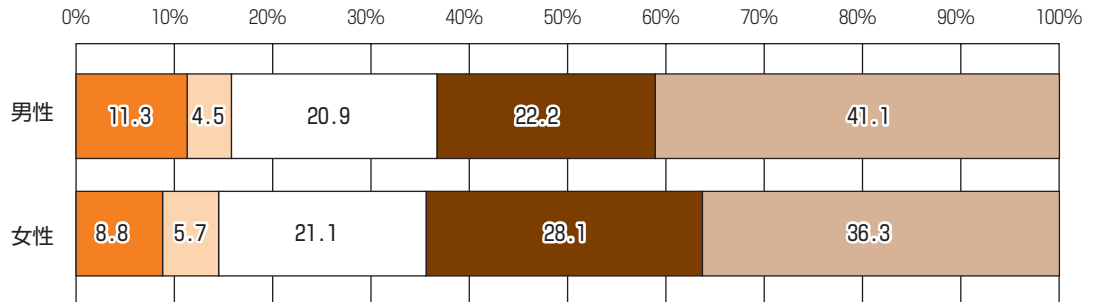
5) 掃除(理想)



6) 洗濯(理想)

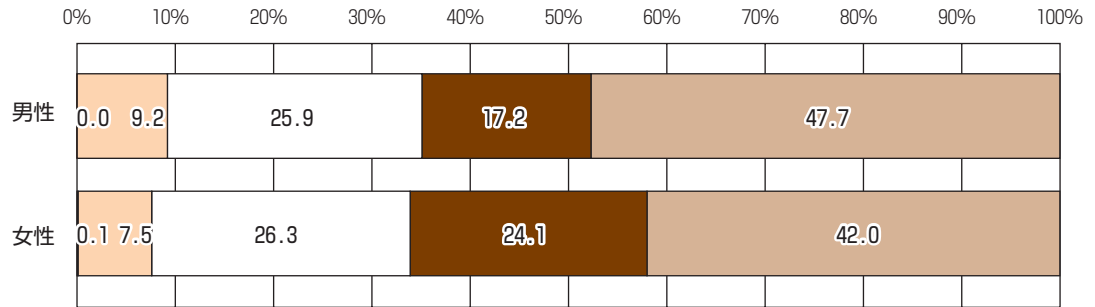


7) ごみ出し(理想)

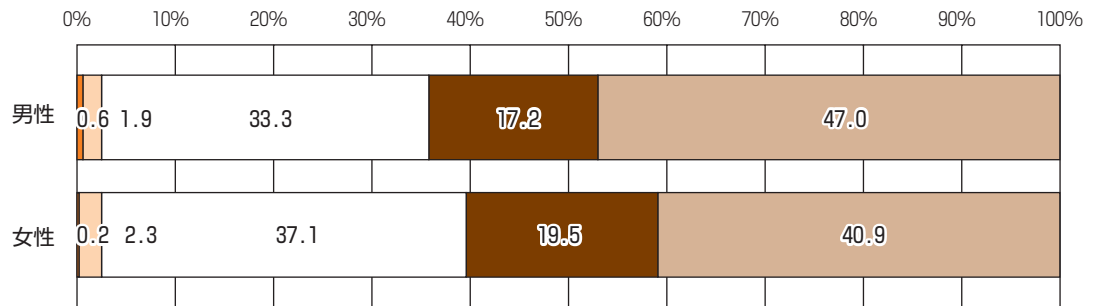




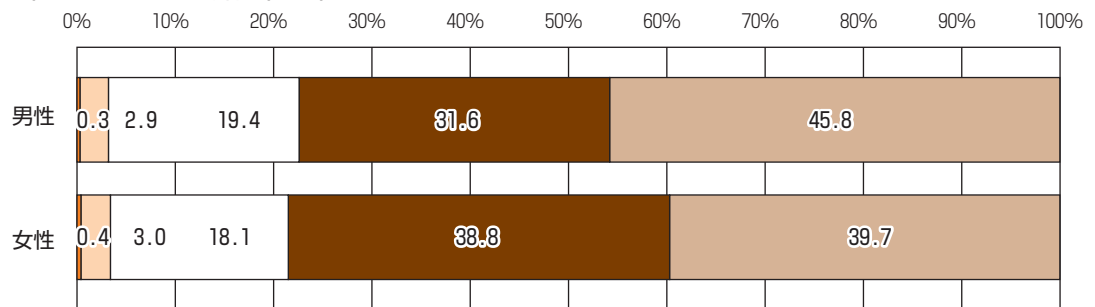
8) 乳幼児の世話(理想)



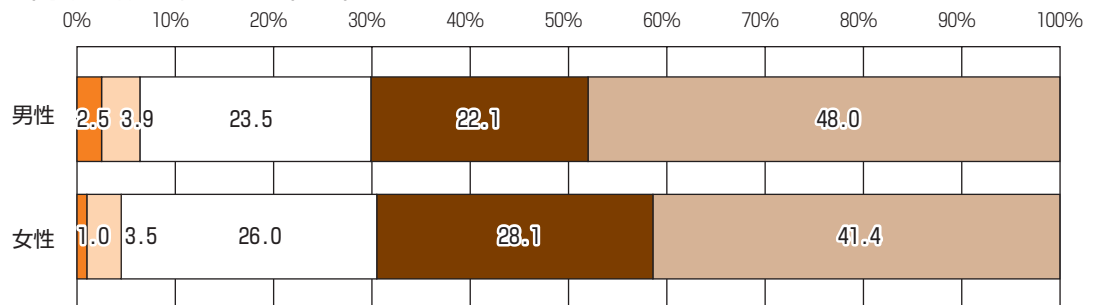
9) 子どもの教育(理想)



10) 病人や老人等の介護(理想)

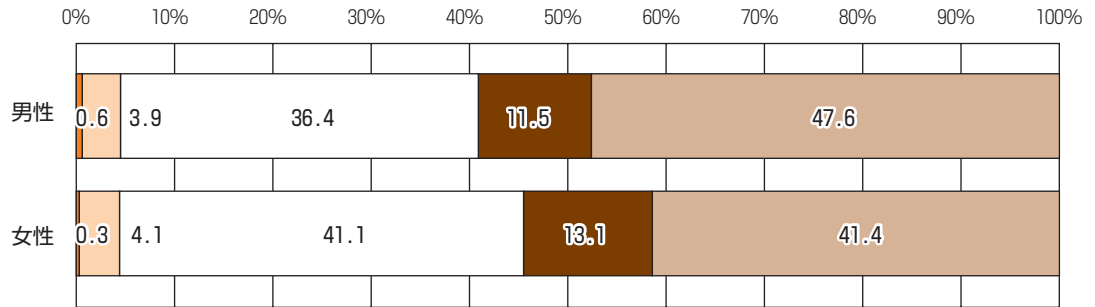


11) 学校や保育所等の送迎(理想)

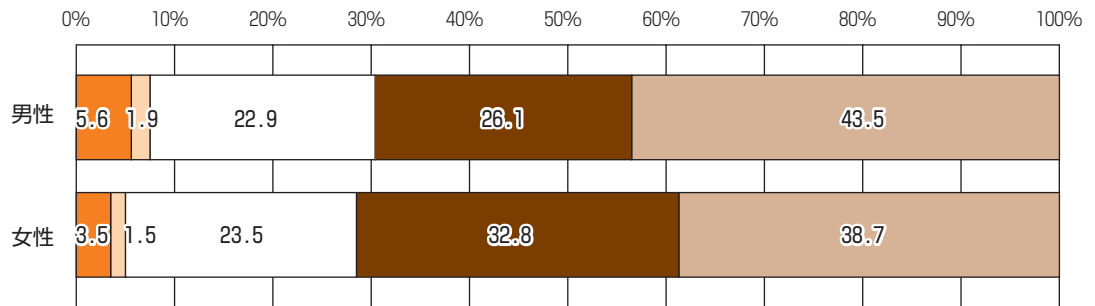




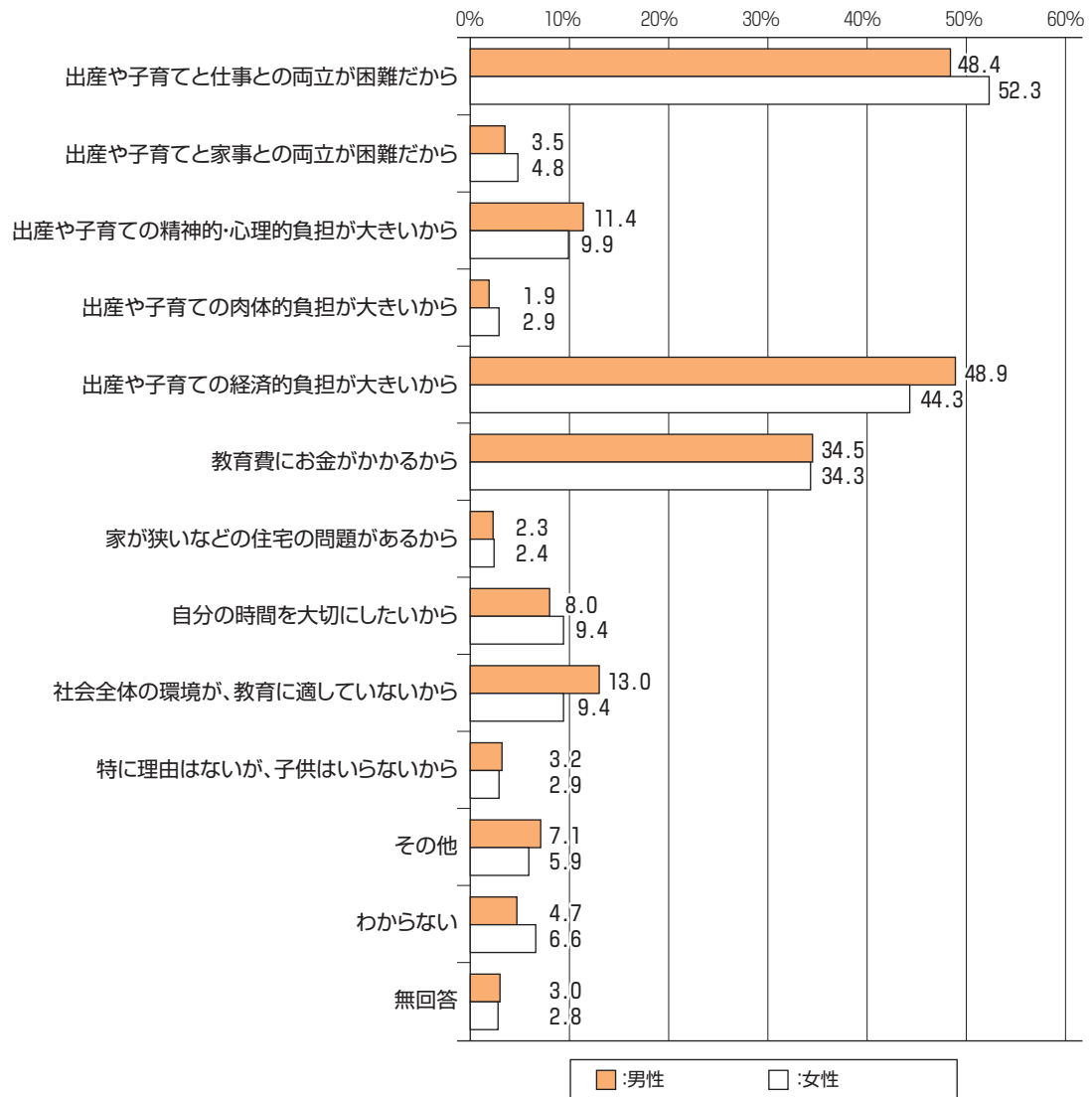
12) 授業参観等学校行事(理想)



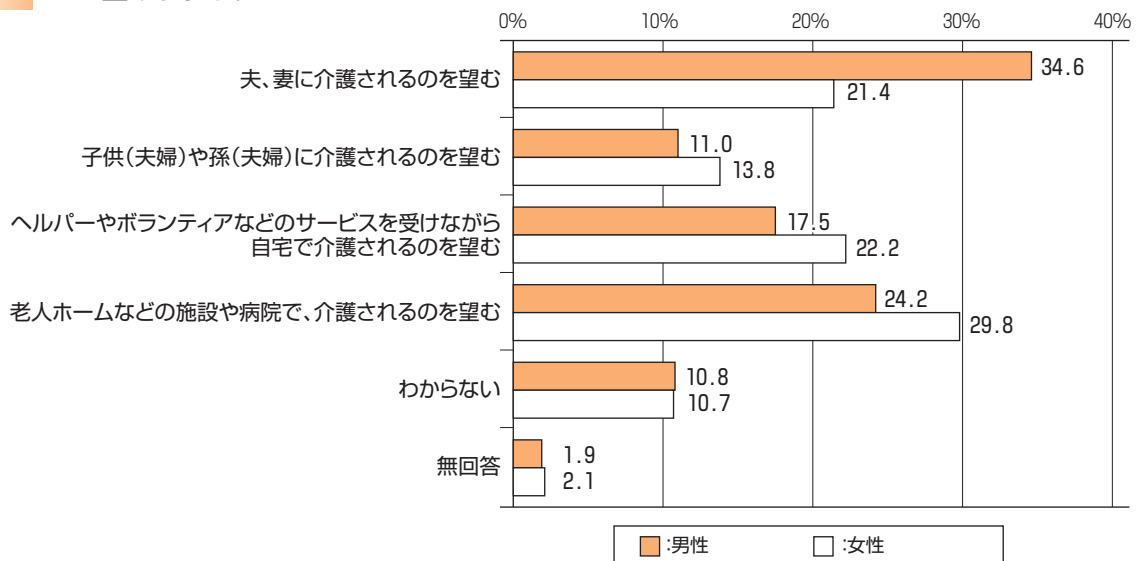
13) 地域活動(理想)



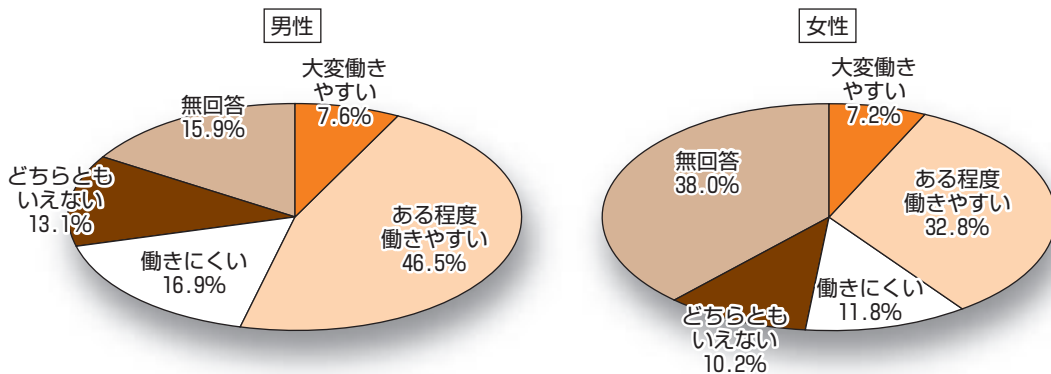
④ 少子化が進んでいます。その要因として何が考えられますか。
(複数回答)



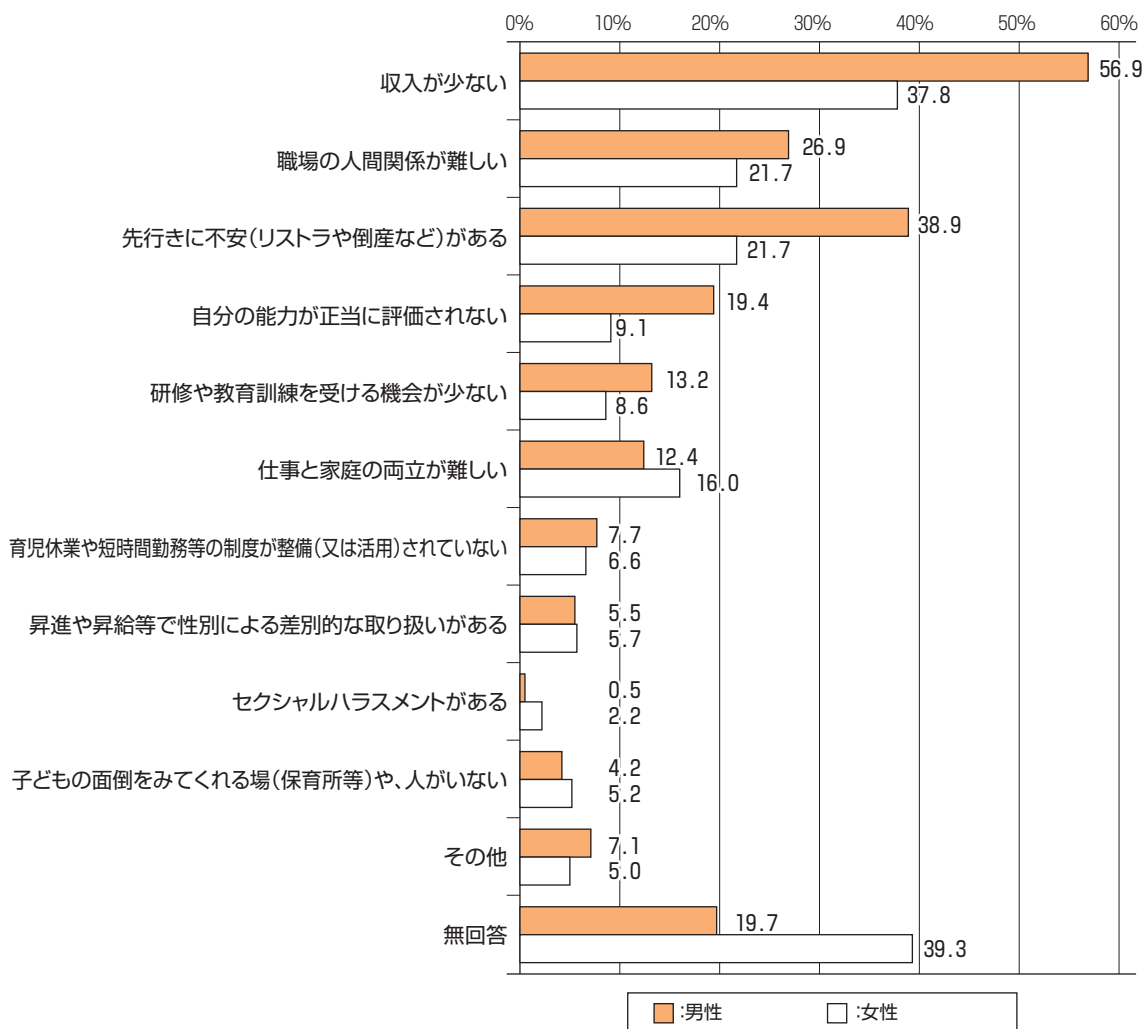
⑤ 高齢になって寝たきりになった場合、あなた、できることなら誰に介護されるのを望みますか。



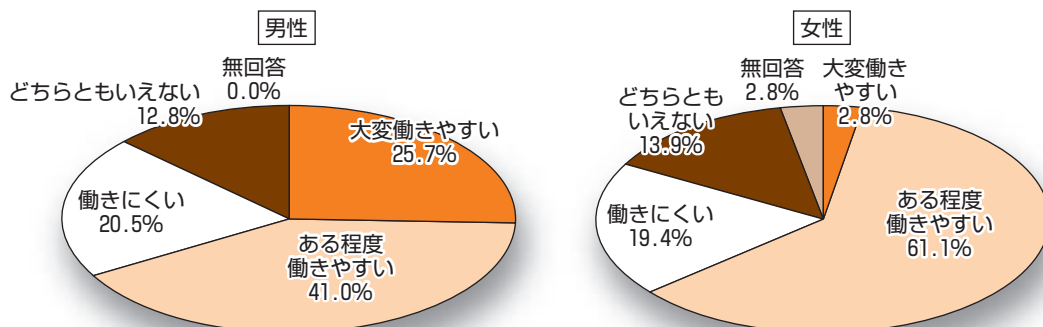
⑥ 現在、働いている方にうかがいます。あなたの職場は働きやすい環境にあると思いますか。
【市民アンケート】



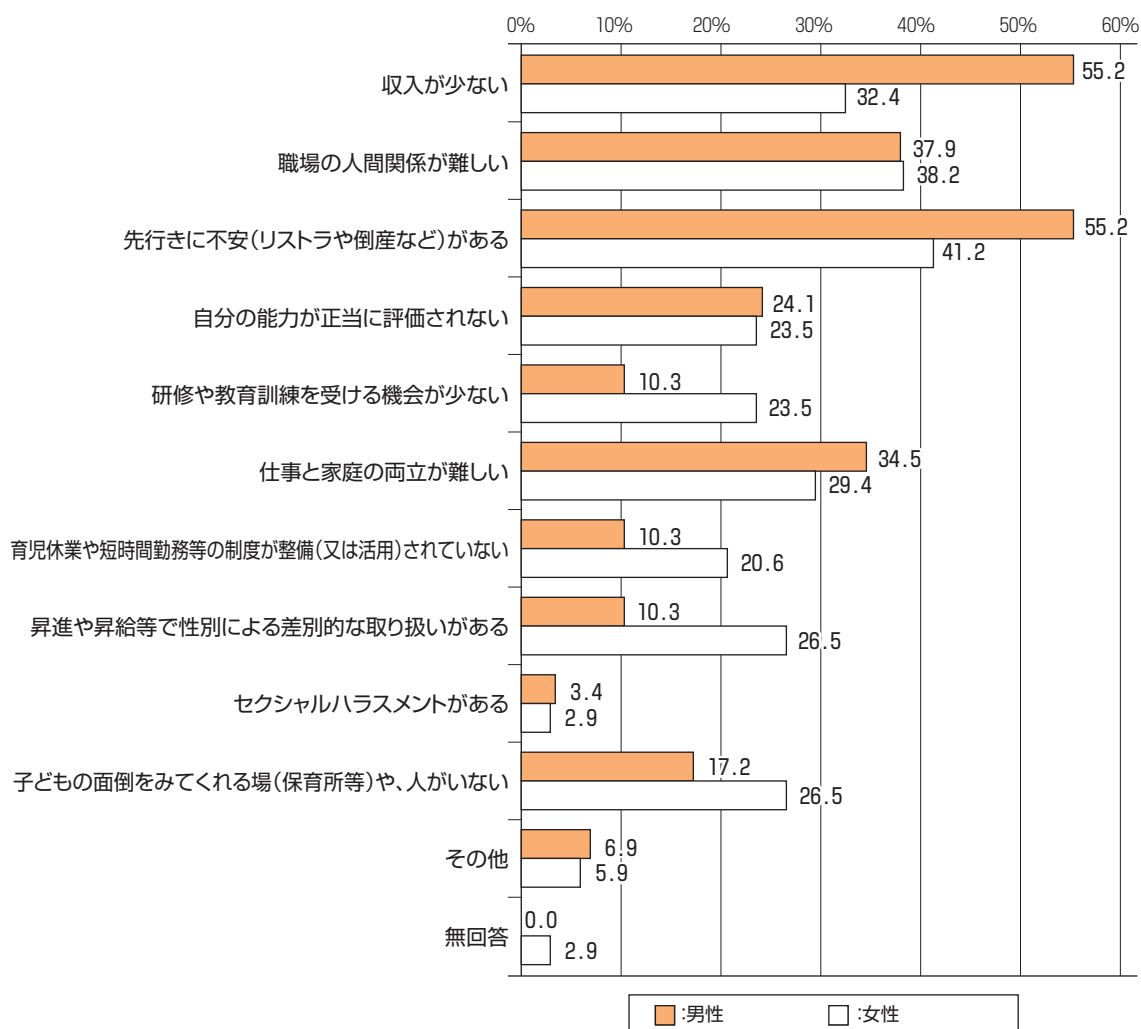
⑦ あなたは、働いている環境に不満や悩みがありますか。
【市民アンケート】(複数回答)



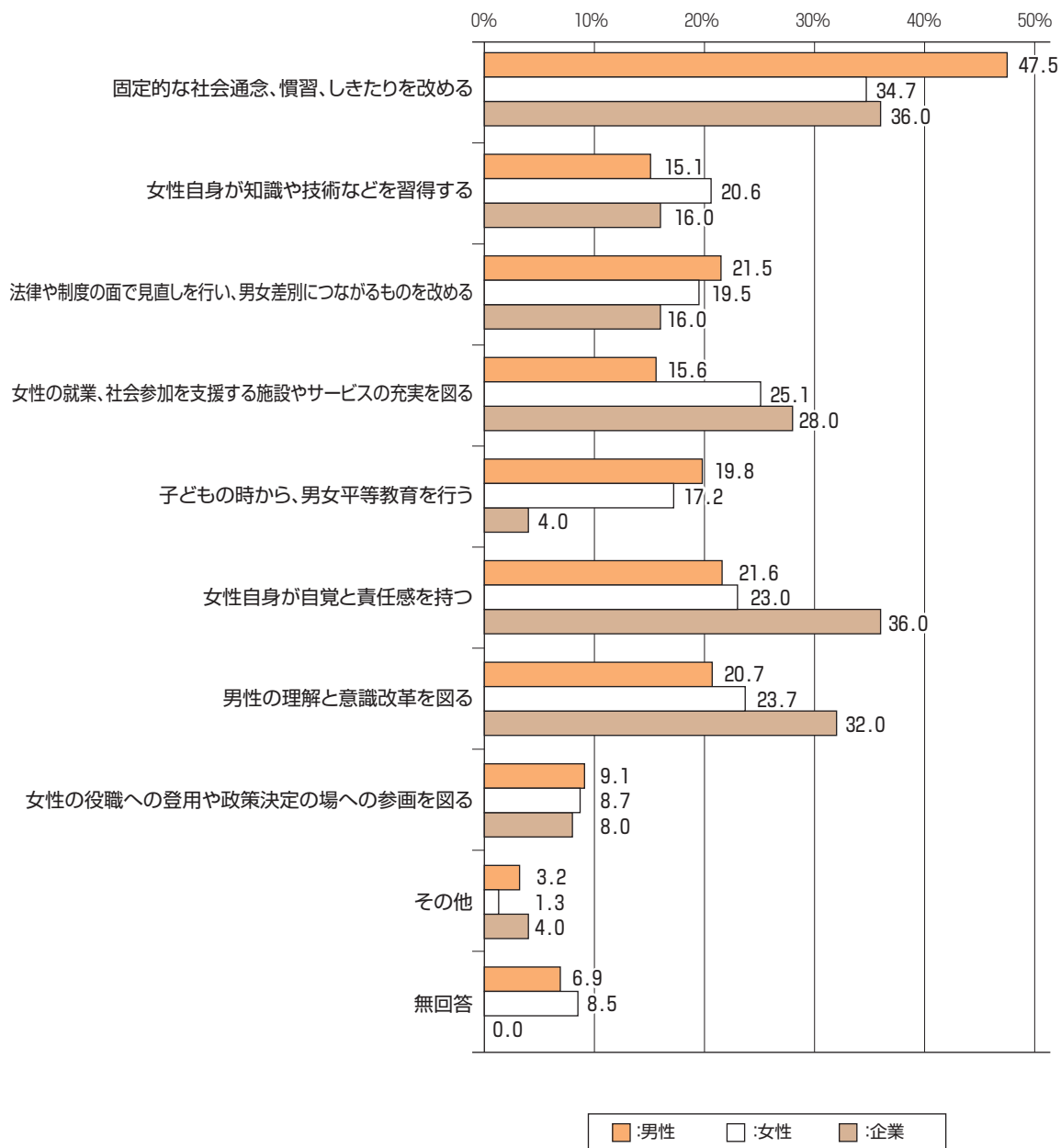
⑥ あなたの職場は働きやすい環境にあると思いますか。
【通勤者アンケート】



⑦ あなたは、働いている環境に不満や悩みがありますか。
【通勤者アンケート】(複数回答)



⑧ あなたは、「男女共同参画社会」を築いていくために、どんなことが重要だと思いますか。
【市民アンケート・企業アンケート】(複数回答)



4. 関連法令

<p>日本国憲法 (本文関係部分抜粋別添)</p>	<p>個人の尊重と法の下での平等をうたい、すべての国民は、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことを明記している 思想、良心、信教、表現、学問、居住、移転や職業選択の自由と、教育や勤労の権利と義務を保障している</p>
<p>男女共同参画社会基本法 (本文別添)</p>	<p>男女共同参画社会の形成についての基本理念と方向を示すとともに、国、地方公共団体及び国民の責務と取り組みを明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている</p>
<p>岩手県男女共同参画推進条例 (本文別添)</p>	<p>岩手県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し男女共同参画を推進し、全ての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要であるため、県として推進の決意を明記している</p>
<p>男女雇用機会均等法</p>	<p>雇用の分野において、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置の推進を目的としている</p>
<p>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約</p>	<p>政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、性にに基づく差別、排除、制限など「女性に対する差別」を撤廃する適当な立法又はその他の措置を講じることを、条約締結国に求めている</p>
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)</p>	<p>配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するため、都道府県の施設が、被害者の相談、一時保護、自立支援を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発する接見禁止命令や退去命令について規定している</p>
<p>次世代育成支援対策推進法</p>	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するため、次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに推進のための必要事項を定めている</p>
<p>育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)</p>	<p>子の養育又は家族の介護を行う労働者の育児休業及び介護休業制度の導入を事業主に義務付けるとともに、勤務時間の短縮や再雇用制度の導入に努めることを事業主に求めている 労働者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的としている</p>

日本国憲法（関係部分抜粋）

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

目次

前文

第三章 国民の権利及び義務（第十条－第四十条）

第十章 最高法規（第九十七条－第九十九条）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内

閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年条例第61号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条－第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条－第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深める

とともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

5. 組織の要綱、名簿

一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

平成18年3月10日告示第28号

(設置)

第1 一関市の男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり市民の意見を広く反映させるため、一関市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇話会は、プランの策定に関する事項について、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体の職員
- (3) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、プランの策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第6 懇話会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

平成18年4月12日現在

区 分	氏 名
会 長	高 木 春 子
副 会 長	熊 谷 茂
委 員	浅 井 多喜子
	板 橋 静 子
	伊 東 義 洋
	江 口 みほ子
	遠 藤 輝 彦
	及 川 美登里
	小野寺 克 子
	佐 藤 芳 郎
	菅 原 喜久子
	鈴 木 勝 司
	千 葉 とし子
	千 葉 三千江
	辻 龍 也
	中 川 貞志郎
	中 嶋 雪 舟
西 野 登志子	
畠 山 サカエ	
平 間 孝 明	

20名

一関市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年2月13日告示第16号
改正 平成18年3月31日告示第131号

(設置)

第1 男女共同参画に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、一関市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、助役を、副会長は収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長、消防長及び各支所の事務長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プラン策定チーム)

第6 プランの策定に関し必要な事項を調査及び検討させるため、推進本部にプラン策定チームを置く。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

一関市男女共同参画推進本部員名簿

平成18年4月1日現在

区 分	職	氏 名
会 長	助 役	坂 本 紀 夫
副会長	収 入 役	佐 藤 正 勝
	教 育 長	藤 堂 隆 則
委 員	企画振興部長	小野寺 道 雄
	総 務 部 長	佐々木 一 男
	市民環境部長	藤 野 正 孝
	保健福祉部長	岩 井 憲 一
	商工労働部長	岩 淵 甲治郎
	農 林 部 長	桂 田 芳 昭
	建 設 部 長	吉 家 義 博
	上下水道部長	菅 原 勇
	教 育 部 長	金 弘 則
	消 防 長	佐 藤 志 行
	花泉支所事務長	佐 藤 榮 一
	大東支所事務長	及 川 堪 寔
	千厩支所事務長	小野寺 洋 一
	東山支所事務長	菅 原 王 男
	室根支所事務長	佐 藤 好 彦
川崎支所事務長	菊 地 孝 二	

19名

一関市男女共同参画プラン策定チーム員名簿

平成18年4月1日現在

職 氏 名			
企画振興部	職 員 課	人事給与係長	佐々木 由 悦
保健福祉部	保健センター	母子保健係長	茂 庭 知 之
	児童福祉課	福祉総務係長	鈴 木 伸 一
	児童福祉課	児童家庭係長	三 澤 恒
	社会福祉課	高齢福祉係長	八重樫 隆
商工労働部	商業観光課	商業係長	菅 原 広 文
	工 業 課	工業振興係長	吉 家 輝 悦
	労働政策室	主査	小野寺 邦 芳
農 林 部	農 政 課	農政企画係長	鈴 木 敏 郎
教育委員会	学校教育課	学校教育係長	金 野 和 彦
	生涯学習課	社会教育係長	鈴 木 正 志
企画振興部	企画調整課	男女共同参画推進係長	小野寺 美智子

12名

～ 男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会をめざして ～

いちのせき男女共同参画プラン

一 関 市

平成19年3月発行

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

TEL 0191-21-2111(代)
FAX 0191-21-2164
E-mail kikakuchosei@city.ichinoseki.iwate.jp
編 集 一関市企画振興部企画調整課
印 刷 コンカツ印刷有限公司



一関市